

広島県告示第二百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称												所在 地	土砂災害警戒区域	
八二）	中野（三七）	栗根（三六）	中組（三六）	中組（三六）	北山（三六）	四〇一四）	芦原（三六）	四〇一三）	芦原（三六）	四〇一二）	神末（三五）			
崩壊 急傾斜地の	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	広島県福山市加茂町芦原、同市加茂町栗根、同市加茂町上加茂、同市加茂町大字服部本郷、同市駅家町大字服部永谷地内	字下加茂、同市加茂町百谷、同市加茂町中野、同市加茂町北山、同市駅家町大											
次の図のとおり	表区域 示の	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域											
八一）	中野（三七）	栗根（三六）	中組（三六）	中組（三六）	北山（三六）	四〇一四）	芦原（三六）	四〇一三）	芦原（三六）	四〇一二）	神末（三五）	区域の名称	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	
崩壊 急傾斜地の	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令令に害等土砂二示 め第、関防に砂災及 る八平す止お災害にび 事十成る対け害に 項四十法策る警規法	広島県福山市加茂町芦原、同市加茂町栗根、同市加茂町上加茂、同市加茂町大字服部本郷、同市駅家町大字服部永谷地内	字下加茂、同市加茂町百谷、同市加茂町中野、同市加茂町北山、同市駅家町大										
次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域												

各区域について、次の図は省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。